エネルギー・フロンティア
TOKYO GAS

第218回定時株主総会
招　集　ご　通　知

本年から、株主総会ご出席株主さまへのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

東京瓦斯株式会社

（証券コード：9531）

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、日頃より当社グループの事業運営に対しご理解とご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、エネルギーの自由化、低炭素化、省エネの進展、デジタル化など取り巻く事業環境が大きく変化する中、当社グループはこれらに的確に対応し、将来に向けた発展の礎を築くべく、2017年10月に東京ガスグループ2018-20年度経営計画「GPS2020」を策定しました。2011年11月に策定した「チャレンジ2020ビジョン」の集大成と位置付け、ガス（Gas）＆電気（Power）に、サービス（Service）を組み合わせて国内外のお客さまへ（Global）お届けする「GPS×G」を展開してまいります。

この「GPS2020」を確実に実現していくために、激動の時代をチャンスと捉え、常識にとらわれず変革に挑戦し続けてまいります。また、現場第一線が変革をリードし、お客さまニーズに基づいた事業開拓やデジタル技術を活用した業務革新を推進するとともに、多様なビジネスパートナーとの連携による事業展開も積極的に模索してまいります。事業の領域や分野が広がる中、多様な人材が活き活きと働ける企業グループを目指します。

当社グループは、132年間の歴史の中で「安心・安全・信頼」のブランド価値を培ってきました。今後も、保安の確保、安定供給はもとより、コンプライアンスに留意し、誠実にお客さまと向き合うことで、ブランド価値を守り続けてまいる所存です。

引き続きご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。



代表取締役社長　内田 高史

目　次

招集ご通知

第218回定時株主総会招集ご通知 …… 1
議決権行使のご案内 …… 2

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件 …… 4
第２号議案　取締役８名選任の件 …… 5
第３号議案　監査役１名選任の件 …… 10

添付書類

事業報告 …… 12
連結計算書類 …… 34
計算書類 …… 36
監査報告 …… 38

（証券コード：9531）
平成30年6月1日

株主の皆さまへ

東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表取締役社長　**内田高史**

第218回定時株主総会招集ご通知

拝啓　株主の皆さまにおかれましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第218回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

当日、ご出席いただけない場合は、次頁の方法により議決権を行使することができます。お手数ですが、4頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. **日　　時**　平成30年6月28日（木曜日）午前10時

2. **場　　所**　東京都港区海岸一丁目5番20号（東京ガスビル 2階）
（末尾の「株主総会会場ご案内」をご覧ください。）

3. **目的事項**

（1）報告事項

第218期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類および計算書類、ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

（2）決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役8名選任の件
第3号議案　監査役1名選任の件

**本年から、株主総会ご出席株主さまへのお土産を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。**

4.

議決権行使のご案内

⑴ 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。

⑵ 株主総会にご出席いただけない場合

① 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

行使期限　平成30年6月27日（水曜日）17時30分到着分まで

【議決権のお取り扱いについて】
議決権行使書用紙において、各議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

② インターネット等で議決権を行使される場合



3頁の「インターネット等による議決権行使について」をご参照のうえ、各議案の賛否をご送信ください。

行使期限　平成30年6月27日（水曜日）17時30分まで

⑶ 議決権の重複行使について

議決権行使が書面とインターネット等により重複して行われた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以　上

1. 株主総会にご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を返送せず、会場受付にご提出ください。
2. 議決権の行使を委任できる代理人は、当社定款の規定に基づき、議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。代理人がご出席される際は、代理権を証する書面（委任状）、ご本人および代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
3. 次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご覧ください。
   ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
   ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
   なお、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部です。
4. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、その旨を以下の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト	http://www.tokyo-gas.co.jp/

インターネット等による議決権行使について

議決権行使の方法について

1．パソコン等をご利用の方

下記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって賛否をご送信ください。

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

2．スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインＱＲコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」の入力が不要で議決権を行使できます。なお、議決権行使後、行使内容を変更される場合には、再度ＱＲコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

※株主総会開催日前日の平成30年6月27日（水曜日）17時30分までに行っていただきますようお願い申しあげます。なお、インターネットによって複数回議決権行使をされた場合は「最後に行使されたもの」を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※通信料金（電話料金）などが必要となる場合があり、これらの料金は株主さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

お問合せ先について

1．議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明の場合

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
0120-652-031（受付時間　9：00～21：00）

2．上記1．以外の場合

三井住友信託銀行　証券代行事務センター
0120-782-031（受付時間　土日休日を除く　9：00～17：00）

以上

※ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【機関投資家の皆さまへ】
上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みをされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等出資の株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができますので、あわせてご案内いたします。

議案および参考事項

第1号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりにいたしたいと存じます。

剰余金の配当（期末配当）に関する事項

期末配当につきましては、当社の「剰余金の配当等の決定に関する方針」（下記ご参照）に基づき、1株につき27.5円にいたしたいと存じます。

（1）配当財産の割当てに関する事項およびその総額
1株につき金27.5円　　配当総額12,558,695,160円

（2）配当効力発生日
平成30年6月29日（金曜日）

（注）当社は、平成29年10月1日付で当社株式について5株を1株とする株式併合を実施しております。株式併合前の平成29年9月30日を基準日として1株につき5.5円の中間配当をお支払いしておりますので、年間配当は1株につき11円に相当いたします。

【ご参考】剰余金の配当等の決定に関する方針

チャレンジ2020ビジョンに基づき創出されるキャッシュ・フローを、新たな成長に向けた「LNGバリューチェーンの高度化」に資する投資に振り向けるとともに、株主の皆さまに経営の成果を適切・タイムリーに配分します。

具体的には、配当に加え、消却を前提とした自社株取得を株主還元策の一つとして位置づけ、総分配性向（連結当期純利益に対する配当と自社株取得の割合）の目標を、2020年度に至るまで各年度6割程度とします。

また、配当については、安定配当を維持しつつ、中長期の利益水準を総合的に勘案し、成長に合わせて緩やかな増配を実現していきます。

$$\text{n年度総分配性向} = \frac{\text{（n年度の年間配当金総額）＋（n＋1年度の自社株取得額）}}{\text{n年度連結当期純利益}}$$

第2号議案　取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役11名全員が任期満了となります。当社は、コーポレート・ガバナンス改革の一環として、取締役会による意思決定および監督機能と執行役員等による業務執行機能の分離・明確化を図るため、取締役会における社外取締役の比率を高めていくこととしています。このような考え方に基づき、社外取締役を除く取締役を3名減員し、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	その他
1	広瀬道明（ひろせみちあき）	取締役会長	再任
2	内田高史（うちだたかし）	代表取締役社長 社長執行役員	再任
3	高松勝（たかまつまさる）	代表取締役 副社長執行役員 リビングサービス本部長	再任
4	穴水孝（あなみずたかし）	代表取締役 副社長執行役員 エネルギーソリューション本部長 電力本部長	再任
5	野畑邦夫（のはたくにお）	取締役 専務執行役員 海外本部長	再任
6	井手明彦（いであきひこ）	取締役	再任　社外　独立
7	鹿取克章（かとりよしのり）	取締役	再任　社外　独立
8	五十嵐チカ（いがらしちか）	取締役	再任　社外　独立

（注）1 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2 当社は、井手明彦氏、鹿取克章氏および五十嵐チカ氏との間で会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項の定める額を限度とする契約を締結しております。なお、各氏が再任された場合、当該契約を継続する予定です。

3 当社は、昨年7月、平成28年11月に実施されたイベント「ガス展」のチラシに、景品表示法で禁止されている「有利誤認」の表示があったとして、消費者庁から措置命令を受けました。上記社外取締役候補者は、取締役会などを通じて日頃からコンプライアンスの徹底や内部統制の強化について意見を述べており、当該不適切な表示の判明後においては、再発防止に向けた対策について報告を求め、適宜、助言・指示を行いました。

4 井手明彦氏が平成27年6月まで取締役を務めていた三菱マテリアル株式会社において、同社の連結子会社である三菱電線工業株式会社、三菱伸銅株式会社、三菱アルミニウム株式会社、立花金属工業株式会社および株式会社ダイヤメットがデータの書き換え等の不適切な行為により顧客の規格値または社内仕様値を逸脱した製品等を出荷した事案が平成29年11月から平成30年2月にかけて判明しました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当〔重要な兼職の状況〕

1



再任

ひろ　せ　みち　あき
広瀬道明
(昭和25年10月2日生)

当社株式所有数
32,100株

昭和49年	4月	当社入社
平成16年	4月	同執行役員 コーポレート・コミュニケーション本部長付
同 18年	4月	同執行役員 企画本部総合企画部長
同 19年	4月	同常務執行役員 総合企画部、設備計画プロジェクト部、財務部、経理部、関連事業部担当
同 20年	4月	同常務執行役員 総合企画部、ＩＲ部、財務部、経理部、関連事業部、ガス事業民営化プロジェクト部担当
同 21年	4月	同常務執行役員 総合企画部、関連事業部担当
同 21年	6月	同取締役 常務執行役員 総合企画部、広報部、関連事業部担当
同 22年	1月	同取締役 常務執行役員 総合企画部、プロジェクト推進統括部、広報部、関連事業部担当
同 24年	4月	同代表取締役 副社長執行役員 リビングエネルギー本部長
同 25年	4月	同代表取締役 副社長執行役員 リビング本部長
同 26年	4月	同代表取締役社長 社長執行役員
同 30年	4月	同取締役会長 現在に至る

取締役候補者とした理由

主に企画、リビング関連業務に従事し、平成26年4月から同30年3月までの4年間社長執行役員、また、同30年4月から取締役会長として取締役会議長を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

2



再任

うち　だ　たか　し
内田高史
(昭和31年4月17日生)

当社株式所有数
10,200株

昭和54年	4月	当社入社
平成18年	6月	同導管ネットワーク本部導管企画部長
同 21年	4月	同総合企画部長
同 22年	4月	同執行役員 総合企画部長
同 24年	4月	同常務執行役員 人事部、秘書部、コンプライアンス部、監査部担当
同 25年	4月	同常務執行役員 資源事業本部長
同 27年	6月	同取締役 常務執行役員 資源事業本部長
同 28年	4月	同代表取締役 副社長執行役員 リビング本部長
同 29年	4月	同代表取締役 副社長執行役員 リビングサービス本部長
同 30年	4月	同代表取締役社長 社長執行役員 現在に至る

取締役候補者とした理由

主に導管、資源・海外関連業務に従事し、平成30年4月から業務執行の最高責任者である社長執行役員を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当 〔重要な兼職の状況〕

3



再任

たか　まつ　　まさる
高　松　　勝
(昭和31年3月14日生)

当社株式所有数
15,500株

昭和55年	4月	当社入社
平成17年	4月	同ホームサービス本部ホームサービス企画部長
同　18年	4月	同ホームサービス本部協力企業サポート部長
同　22年	4月	同リビングエネルギー本部ライフバル推進部長
同　23年	4月	同執行役員 リビングエネルギー本部ライフバル推進部長
同　24年	4月	同執行役員 総合企画部長
同　26年	4月	同常務執行役員 総合企画部、関連事業部担当
同　27年	4月	同常務執行役員 総合企画部、人事部、千葉・茨城プロジェクト部、グループ経営管理検討プロジェクト部、グループ人事検討プロジェクト部担当
同　28年	4月	同常務執行役員 人事部、秘書部、総務部、コンプライアンス部、監査部担当
同　28年	6月	同取締役 常務執行役員 人事部、秘書部、総務部、コンプライアンス部、監査部担当
同　29年	4月	同取締役 常務執行役員 資材部、秘書部、総務部、コンプライアンス部、監査部担当
同　30年	4月	同代表取締役 副社長執行役員 リビングサービス本部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

主にリビング、企画関連業務に従事し、現在では副社長執行役員を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

4



再任

あな　みず　　たかし
穴　水　　孝
(昭和34年5月18日生)

当社株式所有数
6,648株

昭和60年	4月	当社入社
平成22年	1月	同プロジェクト推進統括部長
同　24年	4月	同リビングエネルギー本部燃料電池事業推進部長
同　27年	4月	同執行役員 営業イノベーションプロジェクト部長
同　28年	4月	同常務執行役員 資源・海外本部長
同　29年	4月	同常務執行役員 海外本部長
同　29年	6月	同取締役 常務執行役員 海外本部長
同　30年	4月	同代表取締役 副社長執行役員 エネルギーソリューション本部長、電力本部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

主にリビング、資源・海外関連業務に従事し、現在では副社長執行役員を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当 〔重要な兼職の状況〕

5



再任

の　はた　くに　お
野　畑　邦　夫
（昭和33年12月31日生）

当社株式所有数
4,600株

昭和59年	4月	当社入社
平成18年	11月	同設備計画プロジェクト部長
同　20年	4月	同エネルギーソリューション本部エネルギー企画部長代理
同　21年	4月	同エネルギーソリューション本部総合エネルギー事業部長
同　23年	4月	同資源事業本部原料部長
同　25年	4月	同執行役員 資源事業本部原料部長
同　27年	4月	同常務執行役員 東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社代表取締役社長執行役員
同　29年	4月	同常務執行役員 電力本部長、環境部担当
同　29年	6月	同取締役 常務執行役員 電力本部長、環境部担当
同　30年	4月	同取締役 専務執行役員 海外本部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

主にエネルギー営業、資源・海外関連業務に従事し、現在では海外本部を担当する専務執行役員を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

6



社外取締役候補者
再任　独立役員

い　で　あき　ひこ
井　手　明　彦
（昭和16年10月24日生）

当社株式所有数
3,100株

取締役会への出席状況
12／13回（92.3%）

昭和40年	4月	三菱金属鉱業株式会社 （現三菱マテリアル株式会社）入社
平成　6年	6月	同総務部長
同　9年	6月	同取締役
同　12年	6月	同常務取締役
同　14年	6月	同取締役副社長
同　16年	6月	同取締役社長
同　22年	6月	同取締役会長 堺化学工業株式会社取締役
同　27年	4月	三菱マテリアル株式会社取締役相談役
同　27年	6月	三菱マテリアル株式会社相談役 当社取締役
同　29年	6月	三菱マテリアル株式会社相談役退任 現在に至る

［重要な兼職の状況］
堺化学工業株式会社取締役

社外取締役候補者とした理由

総合素材産業におけるアジアを中心とした海外事業によって培われた国際感覚、資源事業等の幅広い事業展開によって培われた経営能力、幅広い視野および高い見識を引き続き当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ています。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当〔重要な兼職の状況〕



7

社外取締役候補者

再任　独立役員

かとり　よしのり
鹿取　克章
(昭和25年2月15日生)

当社株式所有数
1,000株

取締役会への出席状況
13／13回（100%）

昭和48年	4月	外務省入省
平成16年	8月	同領事局長
同　17年	8月	同大臣官房外務報道官
同　18年	8月	駐イスラエル特命全権大使
同　20年	10月	外務省ASEAN担当及び科学技術担当大使
同　22年	4月	同外務省研修所長
同　23年	3月	駐インドネシア特命全権大使
同　26年	10月	外務省退職
同　27年	6月	当社取締役
		現在に至る

社外取締役候補者とした理由

長年の外交を通じて培われた国際感覚、幅広い視野および高い見識を引き続き当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。過去に会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しています。

当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ています。



8

社外取締役候補者

再任　独立役員

いがらし　ちか
五十嵐　チカ
(昭和46年3月26日生)

当社株式所有数
0株

取締役会への出席状況
13／13回（100%）

平成　9年	4月	弁護士登録
		都内法律事務所勤務
同　18年	7月	あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所）勤務
同　19年	6月	ニューヨーク州弁護士登録
同　28年	6月	当社取締役
		現在に至る

社外取締役候補者とした理由

長年、企業法務に携わることで培われた高度な法的専門性、幅広い視野および高い見識を引き続き当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。過去に会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しています。

当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ています。

第3号議案　監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役の東嶋和子氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位 〔重要な兼職の状況〕
 社外監査役候補者 新任　独立役員 野原（のはら）　佐和子（さわこ） （昭和33年1月16日生） 当社株式所有数 0株	昭和63年12月　株式会社生活科学研究所入社 平成　7年　5月　株式会社生活科学研究所退社 同　　7年　7月　株式会社情報通信総合研究所入社 同　12年12月　株式会社情報通信総合研究所退社 有限会社イプシ・マーケティング研究所取締役 同　13年12月　株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 同　18年　6月　日本電気株式会社社外取締役 同　21年11月　慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 同　24年　6月　日本電気株式会社社外取締役退任 株式会社損害保険ジャパン社外監査役 同　25年　6月　株式会社損害保険ジャパン社外監査役退任 ＮＫＳＪホールディングス株式会社 （現ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社）社外取締役 同　26年　6月　株式会社ゆうちょ銀行社外取締役 日本写真印刷株式会社（現ＮＩＳＳＨＡ株式会社）社外取締役 現在に至る ［重要な兼職の状況］ 株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社社外取締役 株式会社ゆうちょ銀行社外取締役 ＮＩＳＳＨＡ株式会社社外取締役

社外監査役候補者とした理由

経営者としての経験、ＩＴに関わる高度な専門性および高い見識を当社の監査に活かしていただくため、今回、社外監査役として選任をお願いするものです。なお、当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出る予定です。

（注）1 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2 社外監査役候補者である野原佐和子氏が選任された場合、当社は、同氏との間で会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項の定める額を限度とする契約を締結する予定です。

以　上

【ご参考】

社外役員の独立性の判断基準

東京ガス株式会社

当社は、当社の社外役員（社外取締役、社外監査役）が下記①～⑩のいずれにも該当しない場合に、独立性があると判断しています。

① 親会社・兄弟会社の業務執行者
② 子会社の業務執行者
③ 発行済株式総数10％以上の主要株主（法人等の業務執行者含む）
④ 取引金額が連結売上高の２％以上ある主要取引先（当社が主要取引先とする者・当社を主要取引先とする者（法人等の業務執行者を含む））
⑤ 当社の会計監査人・顧問弁護士
⑥ 過去３年以内に上記①～⑤に該当する者
⑦ 当社から多額の寄付（過去３事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30％のいずれか大きい額以上）を受けている組織の業務執行者
⑧ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益（過去３事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人等の場合は当該法人等の連結売上高の２％以上の額）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
⑨ ①～⑧の近親者（２親等以内の親族）
⑩ 当社グループの役員（社外役員を除く取締役および監査役ならびに執行役員）が社外役員を務める会社グループの役員（社外役員を除く取締役および監査役、執行役ならびに執行役員）である者

以　上

（添付書類）

事　業　報　告　平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当期における我が国の経済は、雇用環境や所得環境の改善、海外経済の回復による輸出や生産の持ち直し等、緩やかに回復しております。そうした状況に伴い、個人消費や民間設備投資も持ち直すなど、経済の好循環が実現しつつあります。

そのような経済環境の中、2016年4月の電力小売全面自由化に続く2017年4月のガス小売全面自由化、第4次産業革命における技術革新などエネルギー事業を取り巻く環境は大きく変化いたしました。そうした中、当社グループは、総合エネルギー事業化とグローバル化によって、国内外のお客さまにお届けする付加価値を増大し、引き続き当社グループを選んでいただけるよう、さまざまな施策に積極的に取り組んでまいりました。

このような経済情勢や環境変化の下、都市ガスの販売について、他事業者向け供給の供給先減により販売量は減少したものの、原油価格上昇影響に伴う原料費調整による売上単価増があったため都市ガス売上高が増加したこと等により、連結売上高は対前期比12.0%増の１兆7,773億44百万円となりました。

一方、営業費用については、経営効率化の一層の推進を図り、費用の抑制に最大限の努力を重ねてきたものの、原油価格上昇影響から都市ガス原材料費が増加したこと等により、同8.7%増の１兆6,610億41百万円となりました。

この結果、営業利益は同99.3%増の1,163億2百万円、経常利益は同100.3%増の1,115億46百万円となりました。これに加え、特別利益として固定資産売却益34億3百万円、投資有価証券売却益30億49百万円、特別損失としてLNG販売事業のうち内航船事業出荷設備等の減損損失32億13百万円を計上し、法人税等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は同41.1%増の749億87百万円となりました。

以下、事業別の概要をご報告申しあげます。

① 都市ガス

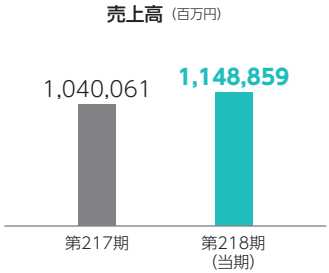

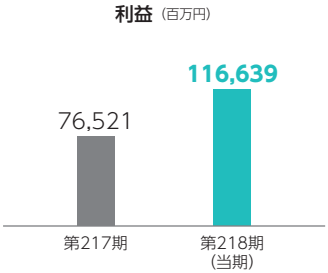

お客さま件数は、導管事業者としては当期中に14万2千件増加し、期末現在で1,167万8千件となりました。また、ガス販売量は、前期と比べ1.0%減の155億6,765万m^3となりました。

このうち、家庭用のガス販売量は、前期と比較して冬場が低気温であった影響で給湯需要が増加したこと等により、35億7,004万5千m^3（対前期比3.0%増）となりました。業務用（商業用、公用および医療用）は、前期と比較して夏場の高気温により空調需要が増加したこと等により、27億2,243万7千m^3（同0.5%増）となりました。工業用は、ほぼ前期並みの72億8,968万1千m^3となりました。他事業者向け供給は、供給先の減少等により、19億8,548万8千m^3（同11.8%減）となりました。

売上高は、ガス販売量が前期を下回ったものの、原料費調整による売上単価増等により、前期に比べ10.5%増の1兆1,488億59百万円となりました。

セグメント利益は、前期に比べ52.4%増の1,166億39百万円となりました。

② 電力

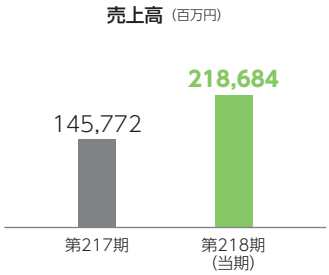

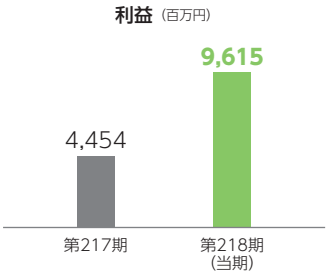

売上高は、家庭用のお客さまへの売上が増加したこと等により、前期に比べ50.0%増の2,186億84百万円となりました。

セグメント利益は、前期に比べ115.9%増の96億15百万円となりました。

③ 海外

売上高は、上流事業の売上が増加したこと等により、前期に比べ30.1％増の415億54百万円となりました。

セグメント利益は、前期に比べ74.9％増の77億円となりました。

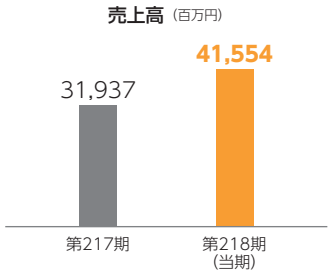

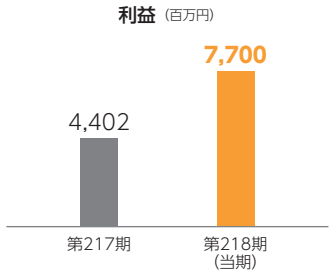

④ エネルギー関連

売上高は、LNG販売事業においてLNG価格の上昇に伴い販売単価が増加したこと等により、前期に比べ4.6％増の4,808億79百万円となりました。

セグメント利益は、前期に比べ0.2％減の137億70百万円となりました。

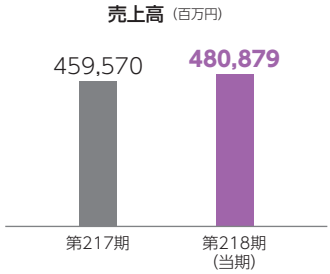

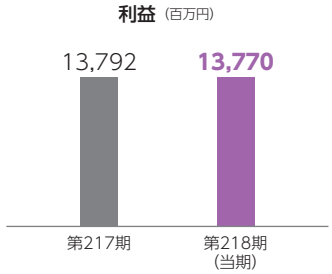

⑤ 不動産

売上高は、建物賃貸売上が増加したこと等により、前期に比べ2.2％増の423億31百万円となりました。

セグメント利益は、前期に比べ1.5％増の79億70百万円となりました。

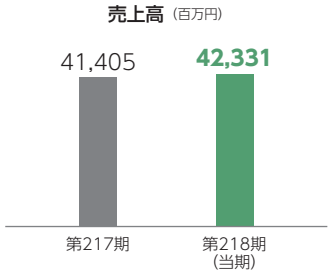

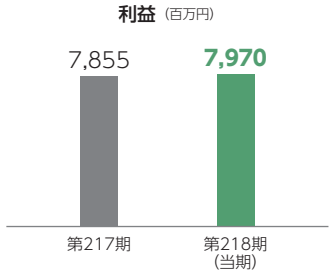

⑥ その他

売上高は、LNG輸送船の稼働率が増加したこと等により、前期に比べ4.1％増の927億6百万円となりました。

セグメント利益は、前期に比べ53.3％増の49億15百万円となりました。

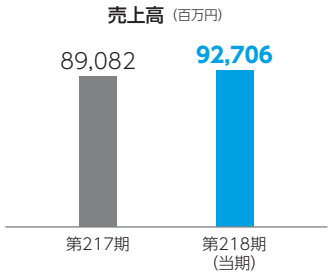

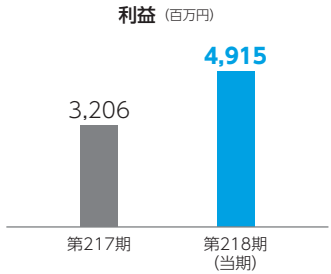

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は、2,087億45百万円でした。
供給設備では、本支管495kmの期中増加があり、期末の総延長は63,557kmとなりました。

(3) 資金調達の状況

当期は第42回・第43回無担保社債の発行および借入金により計770億円調達いたしました。なお、連結有利子負債残高につきましては、前期末に比べ113億44百万円増加の7,249億40百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、東日本大震災から約半年が経過した2011年11月にチャレンジ2020ビジョンを策定し、当社グループが将来に向かって成長、発展する絵姿と、そこに至る道筋を明らかにしました。その中で、当社グループは今後ともお客さま・社会・時代のニーズに応え、「豊かで潤いのある生活」「競争力ある国内産業」「環境に優しい安心できる社会」の実現に貢献していくとともに、企業の社会的責任を自覚し、地域と共生を図りながら、透明で公正な経営を行うことにより、グループの持続的成長を図っていくこととしております。一方、2016年4月の電力小売全面自由化に引き続き、2017年4月にはガス小売全面自由化が始まり、当社グループを取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした環境変化を踏まえ、2017年10月に東京ガスグループ2018-20年度経営計画「GPS2020」を策定いたしました。これは、ガス（Gas）＆電気（Power）に、お客さまのニーズに合ったサービス（Service）を組み合わせて、さまざまな手段で国内外のお客さまへ（Global）お届けする（GPS×G）という計画であり、この「GPS2020」を確実に実現することで、2020年代の当社グループのさらなる発展・飛躍を確かなものとしていきます。

＜お客さまとの絆の強化と新たな価値提供＞

家庭用分野については、ガス事業を通じて築き上げた1,167万件のお客さまとの信頼の絆を活かし、最適なエネルギーをご提供することにより、2020年度までに220万件のお客さまへ当社グループの電気をお届けすることを目指します。また、当社グループだからこそできる、暮らしの最適提案により、「生活まわりで困ったときには東京ガス」と想起いただけるよう、お客さま一人ひとりのライフステージに応じた生活まわりのメニューを幅広く準備します。また、GPS（Gas＆Power＋Service）を首都圏のお客さまに広くお届けできるよう、周辺ガス事業者さまやLPガス事業者さまとの連携も深めてまいります。

業務用・工業用分野については、導管延伸・ローリー供給による天然ガスの普及拡大を進め、ガスコージェネレーションシステムなどの導入による省エネ・省CO_2・省コスト等、エネルギーソリューションの他、当社グループ各社と連携し、大口電力の供給も展開してまいります。また、お客さまのニーズに沿ったエネルギーサービスの提案や、基地・パイプライン建設等のエンジニアリング事業も積極的に展開し、当社グループを選んでいただけるよう努めてまいります。

不動産事業については、「保有地における賃貸事業」を基本コンセプトに、都心部を中心としたオフィス・住宅の賃貸事業を展開します。賃貸事業に適した良質な資産形成に向け、2020年代のさらなる事業拡大を目指します。



賃貸オフィスビルの事例
(msb Tamachi：ムスブ田町)

海外事業については、国内外で培ったLNGバリューチェーンに関わる経験を活かし、エリア毎の特性に応じた事業を深化・拡大させつつ、「LNGと言えば東京ガス」というポジションを高めていきます。国際的な天然ガスのマーケット構造の変化の中、海外事業ポートフォリオにおいて中下流事業の割合を高めていき、安定的な収益基盤の構築を目指します。急速な経済成長の中、天然ガス需要の高まりやLNG輸入の拡大が見込まれる東南アジアの国々において中下流事業に取り組む他、天然ガスインフラ整備へも貢献し、当社グループの存在感を高めていきます。



ベトナムにおけるガス配給事業会社への出資
および戦略的アライアンスの締結

＜重点戦略を支える経営基盤強化＞

原料調達・製造分野については、自由化などの環境変化によりLNG需要変動の可能性が増す中、調達の多様化を図ることで調達の柔軟性を高めていきます。また、LNG共同基地におけるシナジー効果を活かした最適な基地運用を継続し、より競争力のある設備形成を図ります。

電源開発については、販売ストックの成長に合わせ、2020年度300万kW規模の自社電源確保を目指します。また、2020年代前半に再生可能エネルギー電源40万kWの獲得も目指します。

デジタル化、イノベーションの取り組みについては、地域密着の営業体制や技術力といった強みを活かしながら、IoT・AI・モバイル化やビッグデータ活用など、デジタル技術の効果的な導入に向けて取り組むとともに、お客さまのニーズに合ったサービスや情報をお届けできるよう、デジタル基盤の整備も進めていきます。また、これまでの「ガスエネルギー」を中心とした研究開発から、「幅広いエネルギー革新的技術」を中心とした「オープンイノベーション」型の研究開発へとシフトし、国内外の先進的なベンチャー企業などと協業して新たな技術を吸収し、イノベーションを創出していきます。

導管分野については、自由化時代における新生ガス導管事業者として、透明性・中立性・公平性を確保するとともに、天然ガスの普及拡大の前提となる安全・安定供給の確保に向け、保安対策や地震防災対策を継続していきます。また、託送料金の低減に向け、さらなる経営効率化を図るとともに、導管網拡充と需要獲得を進めてガス輸送量を拡大していきます。

当社グループは、以上のような取り組みを通じて、「安心・安全・信頼」を確かなものとし、今後とも企業価値・株主価値をさらに高め、株主の皆さま、お客さまのご期待にお応えできるよう努めてまいります。当社グループの取り組みに対するご理解を賜りますとともに、今後とも相変わらぬご支援をお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　分		第214期 (平成26年3月期)	第215期 (平成27年3月期)	第216期 (平成28年3月期)	第217期 (平成29年3月期)	第218期 (平成30年3月期)
売上高	(百万円)	2,112,117	2,292,548	1,884,656	1,587,085	1,777,344
経常利益	(百万円)	159,613	168,169	188,809	55,688	111,546
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	108,451	95,828	111,936	53,134	74,987
1株当たり当期純利益	(円)	43.10	39.15	46.68	115.09	164.12
総資産額	(百万円)	2,176,816	2,257,662	2,251,518	2,230,269	2,334,721
純資産額	(百万円)	1,029,492	1,087,262	1,115,172	1,112,807	1,148,433
1株当たり純資産額	(円)	402.91	438.28	460.35	2,398.70	2,487.58

(注) 当社は、平成29年10月1日付で当社株式について5株を1株とする株式併合を実施しております。前連結会計年度（第217期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

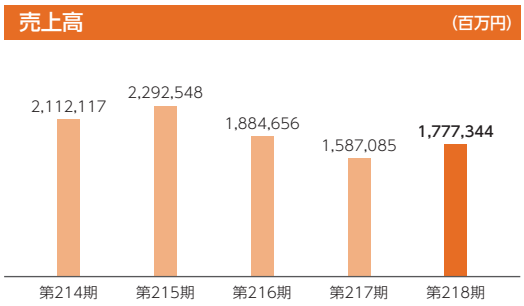

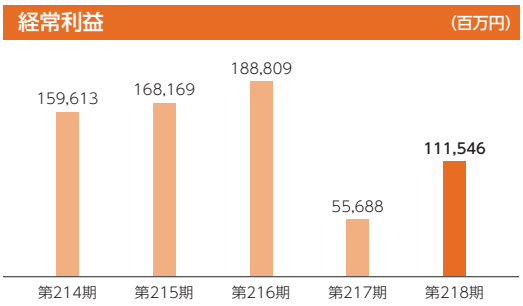

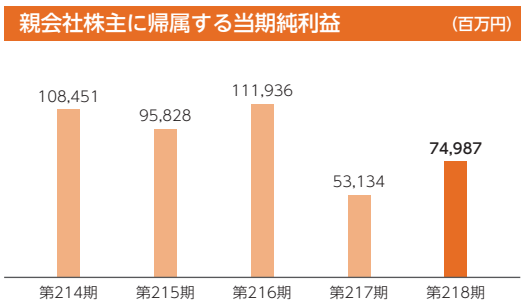

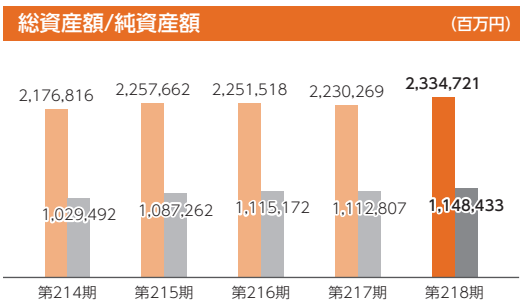

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の所有割合 (%)	主要な事業内容
TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD	1,654,337千ドル	100.00	豪州における上流関連事業への出資
Tokyo Gas America Ltd.	774,163千ドル	100.00	米州における上流関連事業等への出資
東京ガス都市開発株式会社	11,894百万円	100.00	不動産の管理・賃貸・仲介
東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	10,000百万円	100.00	エネルギーサービスおよび総合エンジニアリング事業
Tokyo Gas International Holdings B.V.	54,734千ユーロ	100.00	海外事業への出資
株式会社扇島パワー	5,350百万円	75.00	発電所の運営・管理
東京ガス用地開発株式会社	5,000百万円	100.00	不動産の開発および土地建物の賃貸・管理
長野都市ガス株式会社	3,800百万円	89.22	都市ガス事業
東京エルエヌジータンカー株式会社	1,200百万円	100.00	LNG・LPG輸送船の貸渡・外航海運業
東京ガスエネルギー株式会社	1,000百万円	66.60	LPGの販売
株式会社キャプティ	1,000百万円	100.00	ガス配管・給排水・空調工事の設計・施工
東京ガスケミカル株式会社	1,000百万円	100.00	産業ガス・化成品の販売
東京ガスリース株式会社	450百万円	100.00	ガス機器およびガス工事に関するクレジット業務ならびに各種リース業務
東京ガスiネット株式会社	400百万円	100.00	情報処理サービス事業
株式会社ニジオ	47百万円	100.00	電力卸販売事業

(注) 上記の重要な子会社15社を含む連結子会社および持分法適用関連会社は89社です。

(7) 事業の譲渡、合併等の組織再編行為等の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

事　業	主要な事業内容
都市ガス	都市ガスの製造・供給および販売
電力	電気の製造・供給および販売
海外	海外における上流事業、中下流事業
エネルギー関連	エンジニアリングソリューション事業、リキッドガス事業、LNG販売、ガス器具、ガス工事、建設等
不動産	土地および建物の賃貸・管理等
その他	情報処理サービス事業、船舶事業、クレジット・リース事業等

(9) 主要な営業所など（平成30年3月31日現在）

① 当　社

本　社	（東京都港区）
支社・支店 事業部	中央支店（東京都目黒区）　西部支店（東京都杉並区） 多摩支店（東京都立川市）　東部支店（東京都江東区） 北部支店（東京都北区） 千葉支社（千葉県千葉市）　埼玉支社（埼玉県さいたま市） 神奈川支社（神奈川県横浜市） 横浜支店（神奈川県横浜市）　川崎支店（神奈川県川崎市） 神奈川西支店（神奈川県藤沢市） 日立支社（茨城県日立市）　常総支社（茨城県牛久市） 群馬支社（群馬県高崎市）　熊谷支社（埼玉県熊谷市） 宇都宮支社（栃木県宇都宮市）　佐倉支社（千葉県佐倉市） つくば支社（茨城県つくば市）　茨城事業部（茨城県水戸市）
導管事業部	中央導管事業部（東京都新宿区）　西部導管事業部（東京都世田谷区） 東部導管事業部（東京都荒川区）　北部導管事業部（東京都北区） 神奈川導管事業部（神奈川県横浜市）
LNG基地	根岸LNG基地（神奈川県横浜市）　袖ケ浦LNG基地（千葉県袖ケ浦市） 扇島LNG基地（神奈川県横浜市）　日立LNG基地（茨城県日立市）

② 重要な子会社

名　称	本社所在地	名　称	本社所在地
TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア	東京エルエヌジータンカー株式会社	東京都港区
Tokyo Gas America Ltd.	アメリカ	東京ガスエネルギー株式会社	東京都中央区
東京ガス都市開発株式会社	東京都新宿区	株式会社キャプティ	東京都品川区
東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	東京都港区	東京ガスケミカル株式会社	東京都港区
Tokyo Gas International Holdings B.V.	オランダ	東京ガスリース株式会社	東京都新宿区
株式会社扇島パワー	神奈川県横浜市	東京ガスiネット株式会社	東京都港区
東京ガス用地開発株式会社	東京都新宿区	株式会社ニジオ	東京都港区
長野都市ガス株式会社	長野県長野市		

(10) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業	従業員数（前期末比増減）
都市ガス	6,570名（－ 410名）
電力	233名（＋ 47名）
海外	61名（＋ 6名）
エネルギー関連	5,849名（－ 55名）
不動産	1,089名（－ 5名）
その他	2,475名（＋ 719名）
全社	861名（＋ 13名）
合計	17,138名（＋ 315名）

(注) 従業員数は常勤の就業員数であり、受入出向者を含み、出向者および臨時従業員を含みません。

② 当社の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
7,862名（－357名）	43.6歳	15.4年

(注) 1 従業員数は常勤の就業員数であり、受入出向者を含み、出向者および臨時従業員を含みません。
2 平均年齢および平均勤続年数には、受入出向者分は含みません。

(11) 主要な借入先および借入額（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社国際協力銀行	88,737
株式会社みずほ銀行	30,550
明治安田生命保険相互会社	27,000
シンジケートローン	25,000
第一生命保険株式会社	18,500
三菱UFJ信託銀行株式会社	17,400
株式会社足利銀行	16,500
信金中央金庫	16,000
住友生命保険相互会社	15,500
株式会社常陽銀行	13,000

(注) シンジケートローンは、株式会社日本政策投資銀行を幹事とする協調融資および株式会社みずほ銀行を幹事とする協調融資によるものです。

2. 株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　普通株式 1,300,000,000株

(2) 発行済株式の総数　普通株式　458,073,259株

(3) 単元株式数　100株

(4) 株主数　111,658名

(5) 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本生命保険相互会社	31,296	6.85
第一生命保険株式会社	24,094	5.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	23,439	5.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	20,439	4.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	8,974	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	8,743	1.91
東京瓦斯グループ従業員持株会	8,577	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	8,152	1.79
STATE STREET BANK WEST CLIENT－TREATY 505234	8,020	1.76
富国生命保険相互会社	7,472	1.64

（注）持株比率は自己株式（1,393,435株）を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 単元株式数の変更および株式の併合について

当社は、平成29年10月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。また、同日付で、当社株式について5株を1株に併合するとともに、発行可能株式総数を65億株から13億株に変更いたしました。

② 事業年度末における保有自己株式

普通株式　1,393,435株

3. 新株予約権等に関する事項（平成30年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

氏　名	地　位	担当および重要な兼職の状況
岡　本　　毅	取締役会長	株式会社ゆうちょ銀行社外取締役
広　瀬　道　明	代表取締役社長　社長執行役員	
内　田　高　史	代表取締役　副社長執行役員	社長補佐、リビングサービス本部長
安　岡　　省	代表取締役　副社長執行役員	社長補佐、エネルギーソリューション本部長
村　関　不三夫	取締役　常務執行役員	東京ガスリキッドホールディングス株式会社代表取締役社長
高　松　　勝	取締役　常務執行役員	資材部、秘書部、総務部、コンプライアンス部、監査部担当
野　畑　邦　夫	取締役　常務執行役員	電力本部長、環境部担当
穴　水　　孝	取締役　常務執行役員	海外本部長
井　手　明　彦	社外取締役	堺化学工業株式会社取締役
鹿　取　克　章	社外取締役	
五十嵐　チ　カ	社外取締役	
尾　花　秀　章	常勤監査役	
荒　井　英　昭	常勤監査役	
森　田　嘉　彦	社外監査役	川崎重工業株式会社社外取締役
東　嶋　和　子	社外監査役	
信　時　正　人	社外監査役	

（注）1　取締役会長の岡本毅は、平成30年4月1日付で取締役相談役に就任いたしました。
2　代表取締役社長の広瀬道明は、平成30年4月1日付で取締役会長に就任いたしました。
3　代表取締役の内田高史は、平成30年4月1日付で代表取締役社長および社長執行役員に就任いたしました。
4　代表取締役の安岡省は、平成30年3月31日付で代表取締役および副社長執行役員を退任いたしました。
5　取締役の村関不三夫は、平成30年3月31日付で常務執行役員を退任いたしました。
6　取締役の高松勝は、平成30年4月1日付で代表取締役および副社長執行役員に就任し、担当がリビングサービス本部長へと変更になりました。
7　取締役の野畑邦夫は、平成30年4月1日付で専務執行役員に就任し、担当が海外本部長へと変更になりました。
8　取締役の穴水孝は、平成30年4月1日付で代表取締役および副社長執行役員に就任し、担当がエネルギーソリューション本部長、電力本部長へと変更になりました。
9　社外監査役の森田嘉彦は、国際金融分野に深く携わった経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く）	464	386	－	78	－	10
監査役（社外監査役を除く）	74	74	－	－	－	3
社外取締役	34	26	－	8	－	3
社外監査役	32	32	－	－	－	4

（注）1　上記には、第217回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役2名（うち社外監査役1名）の分が含まれています。
2　取締役（社外取締役含む）の基本報酬（月例報酬）は、第205回定時株主総会で取締役全員に対し月額50百万円以内、賞与額は第206回定時株主総会で取締役全員に対し年額90百万円以内と承認可決されています。
3　監査役（社外監査役含む）の基本報酬（月例報酬）は、第190回定時株主総会で監査役全員に対し月額12百万円以内と承認可決されています。

(3) 会社役員の報酬等の決定に関する方針

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、「役員報酬に関わる基本方針」を定めており、平成24年2月23日開催の取締役会において、以下のとおり改定を決議いたしました。

① 役員の役割と役員報酬
役員に求められる役割は、短期および中長期にわたる企業価値の向上を図ることであり、役員報酬はそのインセンティブとして有効に機能するものとします。

② 役員報酬の水準
役員報酬の水準は、役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとします。

③ 取締役報酬とその構成
ⅰ．取締役の報酬は、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で支給することとします。
ⅱ．社内取締役の報酬は、月例報酬と賞与で構成します。
・月例報酬は、個人の役位に応じて支給する固定報酬と業績連動報酬で構成します。固定報酬の一部は、株式購入ガイドラインに基づき、経営に株主の視点を反映するとともに長期的に株主価値の向上に努める観点から、株式購入に充当することとします。業績連動報酬は、経営戦略の実行を強く動機づけるとともに、期間業績結果を明確に報酬に反映する観点から、全社業績および部門業績の達成度等を役位に応じて評価し、報酬額を決定します。
・賞与は、期間業績結果を評価し、役位に応じて支給額を決定します。

ⅲ．社外取締役の報酬は、月例報酬と賞与で構成します。月例報酬は固定報酬のみとし、賞与については社内取締役と同様とします。

④　監査役報酬とその構成

ⅰ．監査役の報酬は、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で支給することとし、監査役の協議により決定します。

ⅱ．監査役の報酬は、固定報酬からなる月例報酬のみで構成します。

⑤　役員報酬制度の客観性・透明性の確保

社外取締役、社外監査役および社内取締役の一部からなる役員人事・報酬制度等に関する「諮問委員会」（委員の半数以上は社外取締役または社外監査役とし、かつ委員長は社外取締役または社外監査役が就任）を設置、運営し、役員報酬制度の客観性・透明性を確保します。

(4) 社外役員に関する事項

①　社外取締役　井手明彦

ⅰ．重要な兼職先と当社との関係

当社と重要な兼職先との間に特別の関係はありません。

ⅱ．当該事業年度における主な活動状況

取締役会に13回中12回出席しています。総合素材産業におけるアジアを中心とした海外事業によって培われた国際感覚、資源事業等の幅広い事業展開によって培われた経営能力および高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っています。

なお、当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ています。

②　社外取締役　鹿取克章

ⅰ．重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ⅱ．当該事業年度における主な活動状況

取締役会に13回中13回出席しています。外交を通じて培われた国際感覚、幅広い視野および高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っています。

なお、当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ています。

③　社外取締役　五十嵐チカ

ⅰ．重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ⅱ．当該事業年度における主な活動状況
取締役会に13回中13回出席しています。長年、企業法務に携わることで培われた高度な法的専門性、幅広い視野および高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っています。
なお、当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ています。

④　社外監査役　森田嘉彦

ⅰ．重要な兼職先と当社との関係
当社と重要な兼職先との間に特別の関係はありません。

ⅱ．当該事業年度における主な活動状況
取締役会に13回中13回、監査役会に12回中12回出席しています。国際金融分野や海外経済協力分野において培われた幅広い国際感覚や高い見識から、取締役会および監査役会において、適宜適切な発言を行っています。
なお、当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ています。

⑤　社外監査役　東嶋和子

ⅰ．重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

ⅱ．当該事業年度における主な活動状況
取締役会に13回中13回、監査役会に12回中12回出席しています。科学ジャーナリストとしての豊富な経験や高い見識から、取締役会および監査役会において、適宜適切な発言を行っています。
なお、当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ています。

⑥　社外監査役　信時正人

ⅰ．重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

ⅱ．当該事業年度における主な活動状況
第217回定時株主総会で選任され就任した後に開催された取締役会に11回中11回、監査役会に10回中10回出席しています。会社員、地方公共団体の職員としての豊富な経験や高い見識から、取締役会および監査役会において、適宜適切な発言を行っています。
なお、当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ています。

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項の定める額を限度とする契約を締結しております。

また、当社は、昨年7月、平成28年11月に実施されたイベント「ガス展」のチラシに、景品表示法で禁止されている「有利誤認」の表示があったとして、消費者庁から措置命令を受けました。上記社外役員は、取締役会などを通じて日頃からコンプライアンスの徹底や内部統制の強化について意見を述べており、当該不適切な表示の判明後においては、再発防止に向けた対策について報告を求め、適宜、助言・指示を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
当　　社	129	8
連結子会社	133	6
計	262	14

（注）1　当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当社における監査証明業務に基づく報酬には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。

2　当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠および従前の監査実績等を踏まえ、検討を行った結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条の同意を行っております。

3　当社の重要な子会社のうち、TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD、Tokyo Gas America Ltd.およびTokyo Gas International Holdings B.V.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、財務デューデリジェンス報告業務、無担保社債発行に伴うコンフォートレター作成業務および託送収支計算書に関する業務等を非監査業務として委託しています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の規模、実績および業務遂行体制等を総合的に勘案し、適正かつ厳格な会計監査の実施が期待できることを条件として、会計監査人を選任しています。

選任した会計監査人の解任または不再任については、会社法第340条第1項によるほか、上記の選任基準に照らして、適正かつ厳格な会計監査が実施できないと判断される場合に、これを決定する方針です。

6. 内部統制システムの整備に関する基本方針および運用状況の概要

Ⅰ. 内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、平成30年2月23日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の改定を決議し、以下のとおりといたしました。

(1) 取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

① 当社および子会社におけるコンプライアンス体制の基盤として、「企業行動理念」および「私たちの行動基準」を定め、遵守する。

② 「法令」、「経営理念」、「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等の遵守を図るため、当社および子会社におけるコンプライアンス体制の適切な整備・運用を推進するための審議・調整機関として、「経営倫理委員会規則」に基づき経営倫理委員会を設置する。

③ 経営の監督機能と執行機能の分離を明確にし、取締役会の経営意思決定機能と監督機能を強化するため、適切な数の社外取締役を選任すると共に、執行役員を置く。

④ 経営の客観性・透明性を確保するため、役員報酬等について審議する諮問機関として、社外取締役、社外監査役、当社取締役で構成する諮問委員会を設置する。

⑤ 取締役会は、「取締役会規則」に基づき、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定する。

⑥ 業務執行にあたる取締役は、取締役会が決定した基本方針に基づき、内部統制システムを整備する役割と責任を負う。

⑦ 「財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価に関する規則」を定め、当該規則に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、財務報告の信頼性を確保する。

⑧ 「インサイダー取引防止および適時開示規則」を定め、当該規則に基づき、当社および子会社におけるインサイダー取引を防止すると共に、証券取引所の「有価証券上場規程」で上場会社に要請されている情報開示の適正性・迅速性を確保する。

⑨ 取締役は、当社および子会社の経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会および監査役に報告する。

⑩ 取締役の職務執行に対し、監査役が監査役会の定めた「監査役監査基準」に基づき監査する体制を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規則」および「情報セキュリティ管理規則」に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、法令、定款ならびに「取締役会規則」が定める取締役会付議事項を決議する。また、同規則に基づき、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。なお、取締役会付議事項中、事前審議を要する事項、その他経営に係わる重要事項については、役付執行役員で構成する経営会議において審議する。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「執行体制規則」において、それぞれの責任者、およびその責任、執行手続の詳細について定める。

③ 代表取締役は、「取締役会規則」の定めに従い、業務執行の状況を取締役会に報告する。

④ 取締役会は、中長期経営計画・単年度経営計画や事業戦略の策定、それに基づく主要経営目標の設定、および進捗についての定期的な検証を行うことにより、効率的かつ効果的な取締役の職務執行を確保する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役会は、当社および子会社のリスク管理を推進するために「リスク管理方針」を定めると共に、リスク管理委員会およびリスク管理部門を設置する。また、当社および子会社の業務執行に係る「重要リスク」を特定し、毎年見直す。

② 投資、出資、融資および債務保証に関する案件に対しては、採算性およびリスク評価を行い、その結果を踏まえて経営会議もしくは取締役会に付議する。デリバティブ取引については、「市場リスク管理規則」に基づき実施する。

③ 非常災害、製造供給支障、非常事態等の不測の事態が発生した場合には、「非常事態対策規則」に従い所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。

④ 部門、子会社が、業務遂行に伴うリスクを自ら把握すると共に、対応策を自ら策定・実施しリスクを管理する体制とする。

(5) 使用人の職務執行が法令・定款・その他のルールに適合することを確保するための体制

① 当社および子会社におけるコンプライアンス体制の適切な整備・運用の推進を支援するためにコンプライアンス部を設置する。また、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する疑義のある行為等についての当社および子会社全体の相談窓口として、「東京ガスコンプライアンス相談窓口」を設置する。

② 総務部に法務部門を設置し、独占禁止法の遵守、業法および供給約款等の遵守徹底等を図る体制を充実する。

③ 当社のコンプライアンス体制の整備・運用状況については、監査役がこれを監査し、問題があると認めるときは、その改善を求めることができる体制とする。
④ 執行部門から独立した監査部を設置し、「内部監査規則」に従い当社および子会社における会計、業務、コンプライアンス、情報システムならびにリスク管理等に係る諸状況を監査し、結果を経営会議および監査役に報告する。

(6) 子会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社に対し、「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等の遵守、および業務の適正を確保するために必要な諸規則の制定を求める。また、子会社取締役および子会社監査役は、業務の適正を確保するために善良なる管理者としての注意義務を負う。
② 「子会社管理規則」を定め、取締役が子会社の株主権行使に関する事項等重要事項についての承認、報告受領等を通して子会社の管理を行う体制とする。また、子会社の事業運営に関する権限の一部を留保する。
③ 子会社が、当社の管理その他の点で、法令・定款違反その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、コンプライアンス部等当社の適切な部門へ報告する体制とする。また、上記問題に対し、子会社取締役および子会社監査役は善良なる管理者としての注意義務を負う。
④ 取締役が、子会社において、法令・定款違反その他コンプライアンスに関わる重要な事項を発見した場合には、遅滞なく経営会議および監査役に報告する。
⑤ 監査役が、子会社監査役および監査部と密接な連携を保ち、効率的かつ有効な子会社監査を実施できる体制とする。監査の結果、当社および子会社全体の業務の適正性を確保する上で問題があると認めるときは、監査役が取締役に対してその改善を求めることができる体制とする。
⑥ 監査部が、監査役および子会社監査役と密接な連携を保ち、効率的かつ有効な子会社監査を実施し、監査結果を経営会議、監査役、当該子会社の取締役および監査役に報告する体制とする。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役を補佐するため、業務執行から独立し、専任者からなる監査役室を設置する。
② 監査役室長の選任・解任は、監査役の同意を得て、取締役会で決議する。また、監査役室長およびその他の使用人の人事関連事項の決定については、監査役の同意を得て行う。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

① 監査役が、監査役の職務の執行に必要な事項に関して随時、取締役および使用人に対して報告を求めることができる体制とする。

② 監査役が、随時、取締役と意見交換の機会を持つこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、および重要情報に関する情報を入手できること、を保証する。

③ 監査役が、会計監査人、子会社監査役および監査部と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。

Ⅱ. 内部統制システムの運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

当期は取締役会を13回開催し、重要事項につき審議・決定したほか、主要な政策を担当する取締役等から業務執行につき報告を受けました。取締役会は、「財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価に関する規則」に基づき、会計監査人の外部評価・報告を受け、財務報告の信頼性を確認しました。

以上の取締役の職務執行につき、監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し監査いたしました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は取締役会議事録等を適正に作成・管理しており、取締役等から要請がある場合は閲覧できるよう保管しております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当期は取締役会を13回開催し、組織および人事や、決算等に関する重要事項につき審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行につき報告を受けました。その他経営に係る重要事項については、社長執行役員、副社長執行役員、常務執行役員で構成する経営会議を当期は41回開催し、審議を行いました。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「重要リスク」を毎年見直し、リスク管理委員会およびリスク管理部門でリスク管理の状況把握および対応策の検討を行っております。

大規模な災害、事故、不測の事態に対しては、「非常事態対策規則」に従って体制を整備しており、当期は、重要リスクが顕在化した場合において3回の対応を行いました。

(5) 使用人の職務執行が法令・定款・その他のルールに適合することを確保するための体制

当社および子会社全体の相談窓口として「東京ガスコンプライアンス相談窓口」を設置し、社内イントラネット等において内部通報窓口の周知とともに、内部通報者の不利益扱いの禁止等の利用ルールを周知しております。

監査部は35名を擁しており、コンプライアンスのほか、業務の有効性や効率性、情報セキュリティ等につき、各部門および子会社を監査し、必要に応じて改善提言を行っております。また、監査結果は経営会議および監査役に適宜報告しています。

当社は、昨年7月、平成28年11月に実施されたイベント「ガス展」のチラシに、景品表示法で禁止されている「有利誤認」の表示があったとして、消費者庁から措置命令を受けました。当社は、再発防止策として、本事象の内容を反映した景品表示法の資料を基にした社内研修の開催、チラシ作成に関わる業務フローの見直しを行うとともに、当社グループにおける同法の理解促進と適切な業務運営を推進しております。

(6) 子会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は「子会社管理規則」に基づき、子会社から決算に関わる計算書類等の重要事項の報告を受け、または事前承認を行いました。また、当期は、監査部が主要な子会社4社に対して内部監査を実施いたしました。

各子会社は、「コンプライアンス相談窓口運用規則」に基づき、「東京ガスコンプライアンス相談窓口」を活用しております。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室に5名を配置し、監査役の業務が円滑に遂行できる体制にしております。監査役室長の選任は、監査役の同意を得て取締役会で決議しており、監査役室長およびその他の使用人の人事関連事項の決定については、監査役の同意を得て行っております。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役は取締役会のほか経営会議、経営倫理委員会等の重要な会議の場に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

監査役は、監査部、会計監査人、子会社監査役と定期的に情報・意見を交換する場を設けることにより、監査の実効性を高めております。当期は、監査部と3回、会計監査人と7回、子会社監査役と4回の情報・意見を交換する場を設けました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、チャレンジ2020ビジョンの策定を踏まえ、平成24年1月31日開催の取締役会において、以下のとおり「当社グループの経営理念および経営の支配に関する基本方針」の改定を決議いたしました。

当社グループは、首都圏を中心に1000万件超のお客さまへ安全かつ安定的に都市ガスを供給するとともに、ガス、熱、電力など各種エネルギーやそれらの付加価値のベストミックスをお客さまへ提供し、「快適な暮らしづくり」と「環境に優しい都市づくり」に貢献するなど、極めて公益性の高い事業を展開しており、お客さま、株主の皆さまをはじめ、社会から常に信頼を得て発展し続けることを経営理念としています。

当社は、この経営理念および中長期の経営戦略に基づき、長期に安定した経営を行うとともに、お客さま、株主の皆さま、その他のステークホルダーの皆さまに対し安定的かつバランスの取れた利益の配分を行うことにより、着実な企業価値の向上を実現していくことを経営の基本方針としております。株主さまへの還元につきましては、別に定める「剰余金の配当等の決定に関する方針」に基づいて実施していきます。

当社は上場会社であり、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われることも考えられますが、その場合に応じるか否かは、最終的には当社の株主さま全体のご意思に基づき決定されるべきものと考えています。しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的・方法等からみて企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるものがあり、当社はこうした大量買付行為を不適切であると判断します。判断にあたっては、買付者の事業内容や将来の事業計画、並びに過去の投資行動等から、当該買付行為または買収提案による当社企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に検討していきます。

当社としては、不適切な大量買付行為に対する最大の防衛策は「企業価値の向上」であると考えております。現在のところ、当社は具体的な買収の脅威にさらされておらず、いわゆる「買収防衛策」を予め導入することはいたしませんが、市場動向等を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

連結貸借対照表 平成30年3月31日現在

東京瓦斯株式会社

資産の部	
	百万円
固定資産	**1,841,174**
有形固定資産	**1,413,246**
製造設備	236,334
供給設備	560,216
業務設備	52,244
その他の設備	406,221
休止設備	316
建設仮勘定	157,913
無形固定資産	**93,422**
のれん	1,254
その他無形固定資産	92,167
投資その他の資産	**334,505**
投資有価証券	239,379
長期貸付金	27,929
退職給付に係る資産	17
繰延税金資産	30,864
その他投資	36,693
貸倒引当金	△378
流動資産	**493,547**
現金及び預金	128,331
受取手形及び売掛金	216,234
リース債権及びリース投資資産	22,188
有価証券	15
商品及び製品	2,494
仕掛品	12,417
原材料及び貯蔵品	45,454
繰延税金資産	10,396
その他流動資産	56,897
貸倒引当金	△884
資産合計	**2,334,721**

負債の部	
	百万円
固定負債	**829,959**
社債	294,998
長期借入金	358,680
繰延税金負債	11,303
退職給付に係る負債	73,161
ガスホルダー修繕引当金	3,107
保安対策引当金	3,115
器具保証引当金	9,984
ポイント引当金	835
資産除去債務	13,200
その他固定負債	61,572
流動負債	**356,328**
１年以内に期限到来の固定負債	58,094
支払手形及び買掛金	80,819
短期借入金	7,800
未払法人税等	30,237
その他流動負債	179,376
負債合計	**1,186,288**

純資産の部	
	百万円
株主資本	**1,076,736**
資本金	**141,844**
資本剰余金	**1,898**
利益剰余金	**936,635**
自己株式	**△3,642**
その他の包括利益累計額	**59,291**
その他有価証券評価差額金	**30,282**
繰延ヘッジ損益	**△251**
為替換算調整勘定	**33,206**
退職給付に係る調整累計額	**△3,945**
非支配株主持分	**12,405**
純資産合計	**1,148,433**
負債純資産合計	**2,334,721**

連結損益計算書　平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

東京瓦斯株式会社

費用	百万円
売上原価	**1,203,991**
（売上総利益）	**(573,353)**
供給販売費	**392,680**
一般管理費	**64,370**
（営業利益）	**(116,302)**
営業外費用	**17,813**
支払利息	11,619
他受工事精算差額	1,829
雑支出	4,364
（経常利益）	**(111,546)**
特別損失	**3,213**
減損損失	3,213
（税金等調整前当期純利益）	**(114,784)**
法人税、住民税及び事業税	**31,527**
法人税等調整額	**7,957**
当期純利益	**75,300**
非支配株主に帰属する当期純利益	**312**
親会社株主に帰属する当期純利益	**74,987**
合計	**1,796,854**

収益	百万円
売上高	**1,777,344**
営業外収益	**13,057**
受取利息	1,158
受取配当金	2,967
受取賃貸料	1,637
持分法による投資利益	2,493
雑収入	4,800
特別利益	**6,452**
固定資産売却益	3,403
投資有価証券売却益	3,049
合計	**1,796,854**

貸借対照表　平成30年3月31日現在

東京瓦斯株式会社

資産の部	百万円
固定資産	**1,583,617**
有形固定資産	**938,208**
製造設備	240,372
供給設備	553,538
業務設備	58,051
附帯事業設備	5,763
休止設備	316
建設仮勘定	80,165
無形固定資産	**72,325**
特許権	8
借地権	1,742
のれん	114
その他無形固定資産	70,458
投資その他の資産	**573,083**
投資有価証券	75,643
関係会社投資	352,623
長期貸付金	47
関係会社長期貸付金	101,937
出資金	13
長期前払費用	20,075
繰延税金資産	15,867
その他投資	7,169
貸倒引当金	△295
流動資産	**375,901**
現金及び預金	81,975
受取手形	1,232
売掛金	143,734
関係会社売掛金	42,628
未収入金	5,044
製品	110
原料	27,224
貯蔵品	10,498
前払金	1,780
前払費用	900
関係会社短期債権	14,808
繰延税金資産	7,746
その他流動資産	39,083
貸倒引当金	△865
資産合計	**1,959,518**

負債の部	百万円
固定負債	**696,876**
社債	294,998
長期借入金	289,144
関係会社長期債務	361
退職給付引当金	59,701
ガスホルダー修繕引当金	2,698
保安対策引当金	3,115
器具保証引当金	9,984
ポイント引当金	835
資産除去債務	313
その他固定負債	35,724
流動負債	**370,993**
1年以内に期限到来の固定負債	44,309
買掛金	56,533
未払金	46,426
未払費用	47,746
未払法人税等	23,924
前受金	7,322
預り金	1,574
関係会社短期債務	136,978
その他流動負債	6,177
負債合計	**1,067,870**

純資産の部	百万円
株主資本	**870,228**
資本金	**141,844**
資本金	141,844
資本剰余金	**2,065**
資本準備金	2,065
利益剰余金	**729,960**
利益準備金	35,454
その他利益剰余金	694,506
固定資産圧縮積立金	6,236
海外投資等損失準備金	8,980
原価変動調整積立金	141,000
別途積立金	339,000
繰越利益剰余金	199,289
自己株式	**△3,642**
自己株式	△3,642
評価・換算差額等	**21,419**
その他有価証券評価差額金	**29,712**
その他有価証券評価差額金	29,712
繰延ヘッジ損益	**△8,293**
繰延ヘッジ損益	△8,293
純資産合計	**891,648**
負債純資産合計	**1,959,518**

損益計算書　平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

東京瓦斯株式会社

費用	百万円
売上原価	**652,266**
期首たな卸高	108
当期製品製造原価	646,221
当期製品仕入高	7,742
当期製品自家使用高	1,696
期末たな卸高	110
（売上総利益）	**(466,180)**
供給販売費	**343,526**
一般管理費	**66,988**
（事業利益）	**(55,665)**
営業雑費用	**136,179**
受注工事費用	39,783
その他営業雑費用	96,396
附帯事業費用	**317,414**
（営業利益）	**(82,485)**
営業外費用	**14,992**
支払利息	4,254
社債利息	5,533
社債発行費償却	117
他受工事精算差額	1,839
雑支出	3,247
（経常利益）	**(95,890)**
特別損失	**2,434**
減損損失	2,434
（税引前当期純利益）	**(99,649)**
法人税等	**21,609**
法人税等調整額	**2,134**
当期純利益	**75,906**
合計	**1,633,451**

収益	百万円
ガス事業売上高	**1,118,447**
ガス売上	1,108,659
託送供給収益	2,633
事業者間精算収益	7,154
営業雑収益	**154,656**
受注工事収益	40,948
その他営業雑収益	113,708
附帯事業収益	**325,756**
営業外収益	**28,397**
受取利息	387
受取配当金	1,573
関係会社受取配当金	17,026
受取賃貸料	4,679
雑収入	4,729
特別利益	**6,193**
固定資産売却益	3,216
投資有価証券売却益	2,977
合計	**1,633,451**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

東京瓦斯株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武久善栄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村俊之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上原義弘 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京瓦斯株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

東京瓦斯株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武久善栄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村俊之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上原義弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京瓦斯株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第218期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第218期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の景品表示法に基づく措置命令を受けた件については、監査役会として、再発防止のための諸施策が実施されていることを確認しております。引き続きこれらの取り組みについて注視してまいります。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月16日

東京瓦斯株式会社　監査役会

常勤監査役　尾花　秀章 ㊞

常勤監査役　荒井　英昭 ㊞

社外監査役　森田　嘉彦 ㊞

社外監査役　東嶋　和子 ㊞

社外監査役　信時　正人 ㊞

以　上

株主総会会場ご案内

会　　場　東京瓦斯株式会社　東京ガスビル2階
住　　所　東京都港区海岸一丁目5番20号
ご来場手段

Ⓐ J　R　**山手線・京浜東北線**　浜松町駅下車
南口改札　徒歩約5分

Ⓑ モノレール　**東京モノレール**　浜松町駅下車
徒歩約5分

Ⓒ 地　下　鉄　**都営浅草線・大江戸線**　大門駅下車
B2またはB3出口　世界貿易センタービル2階経由　徒歩約15分

Ⓓ ゆりかもめ　**新都市交通ゆりかもめ**　竹芝駅下車
出入口1　歩行者デッキ経由　徒歩約15分



（※）駐車場の用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承ください。

本年から、株主総会ご出席株主さまへのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT
FSC www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080

法令および定款に基づくインターネット開示事項

連結株主資本等変動計算書

連　結　注　記　表

株主資本等変動計算書

個　別　注　記　表

第218期（平成29年４月１日～平成30年３月31日）

東京瓦斯株式会社

連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令および当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tokyo-gas.co.jp/）に掲載し、ご提供しております。

連結株主資本等変動計算書

平成29年 4月 1日から
平成30年 3月31日まで

東京瓦斯株式会社

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	141,844	1,883	893,436	△3,087	1,034,076
当期変動額					
剰余金の配当			△25,187		△25,187
親会社株主に帰属する当期純利益			74,987		74,987
自己株式の取得				△7,082	△7,082
自己株式の処分				5	5
自己株式の消却			△6,523	6,523	
連結子会社減少に伴う変動額			△78		△78
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		15			15
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	15	43,198	△554	42,660
当期末残高	141,844	1,898	936,635	△3,642	1,076,736

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	27,166	△990	36,399	4,845	67,422	11,309	1,112,807
当期変動額							
剰余金の配当							△25,187
親会社株主に帰属する当期純利益							74,987
自己株式の取得							△7,082
自己株式の処分							5
自己株式の消却							－
連結子会社減少に伴う変動額							△78
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							15
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,115	738	△3,193	△8,791	△8,130	1,096	△7,034
当期変動額合計	3,115	738	△3,193	△8,791	△8,130	1,096	35,625
当期末残高	30,282	△251	33,206	△3,945	59,291	12,405	1,148,433

連 結 注 記 表

東京瓦斯株式会社

平成29年 4月 1日から
平成30年 3月31日まで

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項】

1.連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数等

連結子会社の数　74社

主要な連結子会社の名称　TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD、Tokyo Gas America Ltd.、東京ガス都市開発㈱、東京ガスエンジニアリングソリューションズ㈱、Tokyo Gas International Holdings B.V.、㈱扇島パワー、東京ガス用地開発㈱、長野都市ガス㈱、東京エルエヌジータンカー㈱、東京ガスエネルギー㈱、㈱キャプティ、東京ガスケミカル㈱、東京ガスリース㈱、東京ガスｉネット㈱及び㈱ニジオ

(2)非連結子会社の数等

非連結子会社の数　4社

主要な非連結子会社の名称　晴海エコエネルギー㈱

非連結子会社は、いずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2.持分法の適用に関する事項

(1)持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数等

持分法を適用した非連結子会社の数　0社

持分法を適用した関連会社の数　15社

持分法を適用した主要な会社等の名称

TOKYO TIMOR SEA RESOURCES INC.、GAS MALAYSIA BERHAD、Castleton Resources LLC、Birdsboro Power Holdings Ⅱ,LLC、芝パーク特定目的会社

(2)持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称等

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

アークヒルズ熱供給㈱

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

3.会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券については、次のとおりであります。

満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。

その他有価証券で時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)。

その他有価証券で時価のないものの評価は、移動平均法による原価法によっております。

②　デリバティブの評価は、時価法によっております。

③　たな卸資産(製品・原料・貯蔵品)の評価は、移動平均法による原価法(連結貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産の減価償却の方法は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備

及び構築物は定額法）を採用しております。
なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
② 無形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。
(3)重要な引当金の計上基準
① 貸倒引当金は、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。
③ 保安対策引当金は、ガス消費先の保安の確保に要する費用の支出に備えるための引当金であり、引き出し型キャビネットタイプのシステムキッチンにおけるガス栓の緩衝剤設置等に要する費用の支出、並びに空気抜き孔付き機器接続ガス栓において空気抜き孔の無いガス栓に交換する作業等に要する費用の支出に備えるため、当連結会計年度末後に要する費用の見積額を個別に計上しております。
④ 器具保証引当金は、販売器具の保証期間内サービスに要する費用の支出に備えるため、当連結会計年度末後に要する費用の見積額を計上しております。
⑤ ポイント引当金は、ポイントサービスの利用による費用の支出に備えるため、当連結会計年度末後に要する費用の見積額を計上しております。
(4)その他連結計算書類作成のための重要な事項
① 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
② のれんの償却の方法及び期間
発生原因に応じて20年以内での均等償却を行っております。
③ 退職給付に係る会計処理の方法
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上しております。
数理計算上の差異は、主として発生の翌期に一括費用計上しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産

(1)資産の内容及びその金額

その他の設備	6百万円
建設仮勘定	39,557百万円
投資有価証券	38,514百万円
長期貸付金	27百万円
現金及び預金	1,762百万円
有価証券	5百万円

(2)担保に係る債務の金額

その他流動負債	49百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　3,909,370百万円

3. 保証債務等

(1)保証債務　36,173百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当期末発行済株式数　458,073,259株

2. 配当に関する事項

(1)当期中に行った剰余金の配当に関する事項

①平成29年６月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額	12,628百万円
(ロ)１株当たり配当額	5円50銭
(ハ)基準日	平成29年３月31日
(ニ)効力発生日	平成29年６月30日

②平成29年10月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額	12,559百万円
(ロ)１株当たり配当額	5円50銭
(ハ)基準日	平成29年９月30日
(ニ)効力発生日	平成29年11月30日

(2)当期末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成30年６月28日開催の定時株主総会において、次のとおり提案しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額	12,558百万円
(ロ)配当の原資	利益剰余金
(ハ)１株当たり配当額	27円50銭
(ニ)基準日	平成30年３月31日
(ホ)効力発生日	平成30年６月29日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、社債の発行や銀行等の金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループ各社ごとの与信管理方針に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

社債及び借入金の使途は主として設備投資資金(長期)及び運転資金(短期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い実施計画を作成し、決裁を経た上で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1)投資有価証券等	80,186	92,714	12,527
(2)現金及び預金	128,331	128,331	―
(3)受取手形及び売掛金	216,234	216,234	―
(4)社債(*2)	(334,998)	(369,428)	△34,430
(5)長期借入金(*2)	(376,751)	(406,681)	△29,930
(6)デリバティブ取引	△312	△312	―

(*1)負債に計上されているものについては(　)で示しております。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(*2)(4)社債及び(5)長期借入金には、1年以内に返済予定のものを含んでおります。

(注1)金融商品の時価の算定方法

(1)投資有価証券等

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(2)現金及び預金

これらは短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)受取手形及び売掛金

これらは短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)社債

当社グループの発行する社債の時価は、元利金の合計額を当社グループ社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。当社グループの変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては(下記(6)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(6)デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(5)参照)。

(注2)子会社株式及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額93,924百万円)並びに非上場株式等(連結貸借対照表計上額65,283百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1)投資有価証券等」には含めておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(開発中の土地を含む。)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時　　価
86,957	428,530

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2)当期末の時価は、主として不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

【一株当たり情報に関する注記】

1. 一株当たり純資産額　　2,487円58銭
2. 一株当たり当期純利益　　164円12銭

(注) 当社は平成29年6月29日開催の第217回定時株主総会において株式併合(5株を1株に併合)を決議し、平成29年10月1日をもってその効力が生じております。一株当たり純資産額及び一株当たり当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式併合が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

【重要な後発事象に関する注記】

1. 自己株式の取得

当社は、平成30年4月27日に開催した取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議いたしました。

自己株式取得の内容は次のとおりであります。

・取得する株式の数
　8,000千株(上限;発行済株式総数に対する割合 1.7%)
・株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及びその総額
　現金、20,000百万円(上限)
・株式を取得することができる期間
　平成30年5月2日から平成31年3月31日まで

【その他の注記】

1. 減損損失関係

当連結会計年度において、当社グループは、主として以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

（単位：百万円）

場所	用途	種類	金額
日立基地･袖ヶ浦基地	内航船事業	有形固定資産（その他の設備（建物、構築物、機械装置等））	2,355

当社グループでは、減損損失の算定に当たって、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグループ化を行っております。

LNG販売事業における内航船事業出荷設備について営業状況等を踏まえ事業価値の再評価を行い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額については、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことによりゼロとして備忘価額まで減額しております。

2. ガス事業会計規則の改正に伴う変更等

平成29年4月1日に「ガス事業会計規則の一部を改正する省令」（平成29年経済産業省令第18号）が施行され、「ガス事業会計規則」が改正されました。

当連結会計年度の連結貸借対照表等は、改正後のガス事業会計規則により作成しております。この変更による営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益に与える影響はありません。

3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

平成29年 4月 1日から
平成30年 3月31日まで

東京瓦斯株式会社

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				繰越利益剰余金	利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	海外投資等損失準備金	原価変動調整積立金	別途積立金		
当期首残高	141,844	2,065	2,065	35,454	4,475	10,996	141,000	339,000	154,838	685,764
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の積立					1,849				△1,849	
固定資産圧縮積立金の取崩					△88				88	
海外投資等損失準備金の取崩						△2,016			2,016	
剰余金の配当									△25,187	△25,187
当期純利益									75,906	75,906
自己株式の取得										
自己株式の処分									0	0
自己株式の消却									△6,523	△6,523
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	1,760	△2,016	－	－	44,451	44,195
当期末残高	141,844	2,065	2,065	35,454	6,236	8,980	141,000	339,000	199,289	729,960

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△3,087	826,586	26,727	△10,799	15,928	842,515
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の積立						－
固定資産圧縮積立金の取崩						－
海外投資等損失準備金の取崩						－
剰余金の配当		△25,187				△25,187
当期純利益		75,906				75,906
自己株式の取得	△7,082	△7,082				△7,082
自己株式の処分	5	5				5
自己株式の消却	6,523					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			2,985	2,505	5,491	5,491
当期変動額合計	△554	43,641	2,985	2,505	5,491	49,132
当期末残高	△3,642	870,228	29,712	△8,293	21,419	891,648

個 別 注 記 表

東京瓦斯株式会社

平成29年 4月 1日から
平成30年 3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券については次のとおりであります。
子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券で時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)。
その他有価証券で時価のないものの評価は移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブの評価は、時価法によっております。

③ たな卸資産(製品・原料・貯蔵品)の評価は、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。のれんは20年で均等償却を行っております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金は、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる金額を計上しております。数理計算上の差異は、発生の翌期に一括費用計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

③ ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。

④ 保安対策引当金は、ガス消費先の保安の確保に要する費用の支出に備えるための引当金であり、引き出し型キャビネットタイプのシステムキッチンにおけるガス栓の緩衝剤設置等に要する費用の支出、並びに空気抜き孔付き機器接続ガス栓において空気抜き孔の無いガス栓に交換する作業等に要する費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を個別に計上しております。

⑤ 器具保証引当金は、販売器具の保証期間内サービスに要する費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を計上しております。

⑥ ポイント引当金は、ポイントサービスの利用による費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資有価証券　544百万円
関係会社投資　8,354百万円
長期貸付金　27百万円
(担保に係る債務の金額　－　)(当社が出資する会社等の借入金の担保に供しております。)

(2) 減価償却累計額
有形固定資産　3,270,823百万円
無形固定資産　33,146百万円

(3) 保証債務等
保証債務　78,983百万円

3. 損益計算書に関する注記
関係会社との取引高
売上高　211,724百万円
仕入高　319,693百万円
営業取引以外の取引高　22,374百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記
当期末自己株式数　1,393,435株

5. 税効果会計に関する注記
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因
繰延税金資産　退職給付引当金
繰延税金負債　その他有価証券評価差額金

6. 関連当事者との取引に関する注記
子会社

会社名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
TOKYO GAS PLUTO PTY LTD	所有 間接100.0	子会社	金融機関借入に対する債務保証(注)	26,611	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注)プロジェクトの計画を十分考慮し、総合的に決定しております。

7. 一株当たり情報に関する注記
一株当たり純資産額　1,952円45銭
一株当たり当期純利益　166円13銭
(注)当社は平成29年6月29日開催の第217回定時株主総会において株式併合(5株を1株に併合)を決議し、平成29年10月1日をもってその効力が生じております。一株当たり純資産額及び一株当たり当期純利益は、当事業年度に行いました株式併合が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記
自己株式の取得
当社は、平成30年4月27日に開催した取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議いたしました。
自己株式取得の内容は次のとおりであります。
・取得する株式の数

8,000千株(上限;発行済株式総数に対する割合 1.7%)

・株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及びその総額

現金、20,000百万円(上限)

・株式を取得することができる期間

平成30年5月2日から平成31年3月31日まで

9.その他の注記

(1) 減損損失関係

当事業年度において、当社は、主として以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(単位:百万円)

場所	用途	種類	金額
日立基地・袖ヶ浦基地	内航船事業	有形固定資産(附帯事業設備(建物、構築物、機械装置等))	2,355

当社では、減損損失の算定に当たって、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグループ化を行っております。

LNG販売事業における内航船事業出荷設備について営業状況等を踏まえ事業価値の再評価を行い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額については、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことによりゼロとして備忘価額まで減額しております。

(2) ガス事業会計規則の改正に伴う変更等

平成29年4月1日に「ガス事業会計規則の一部を改正する省令」(平成29年経済産業省令第18号)が施行され、「ガス事業会計規則」が改正されました。

当事業年度の貸借対照表等は、改正後のガス事業会計規則により作成しております。この変更による営業利益、経常利益及び当期純利益に与える影響はありません。

10.記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。